

第3次計画の評価や、食を取り巻く現状から見えてきた課題を踏まえ、本計画の基本方針を以下のように定めます。

1 基本コンセプト

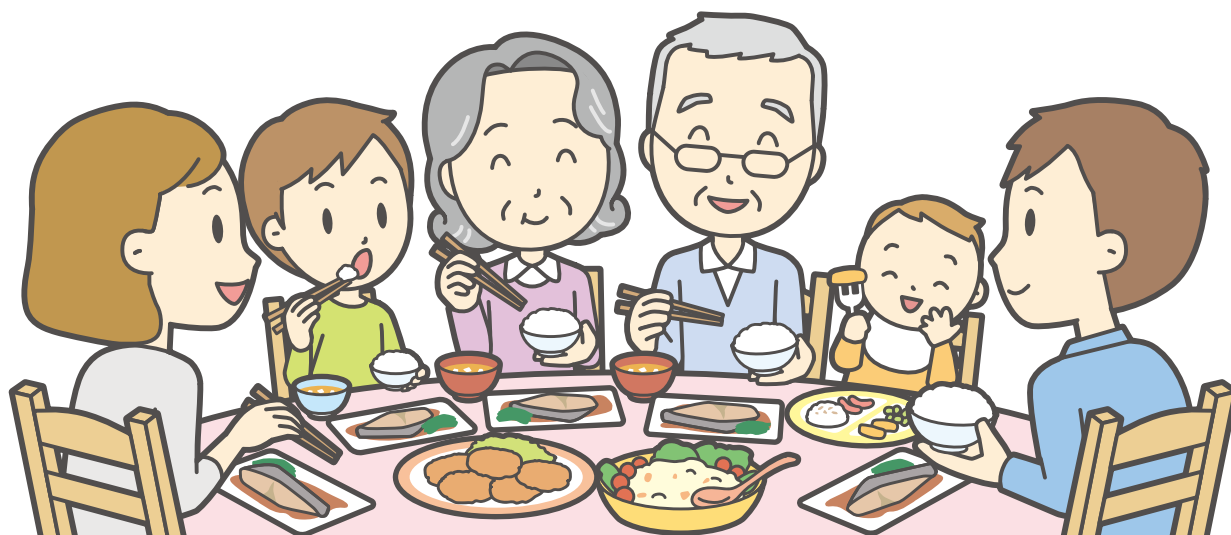
「健全な食生活を再発見！」

社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちです。

しかし、生涯健康で心豊かな生活を実現するためには、日々の健全な食生活の実践が不可欠であり、市民の皆様はその重要性を改めて認識していただくとともに、本市としても、これまでの取り組みを粘り強く継続しつつ、新たな手法も取り入れながら実施していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、日々の生活はさらに大きく変化しましたが、その中で、「新しい生活様式」への対応が求められることになり、健全な食生活について改めて考える契機となりました。

このような状況を踏まえ、本計画の基本コンセプトを「健全な食生活を再発見！」とし、その実現に向けて、多様な関係者との連携により様々な取り組みを推進します。



2 基本目標

基本コンセプトに基づき、具体的に計画を推進していくため、3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 誰もが健全な食生活に関心を持ち、実践しやすい食環境づくりを推進

若い世代や健康無関心層を含む、誰もが健全な食生活に関心を持ち、関心を持った人々が実際に行動に移すことをめざします。

基本目標2 食を通じたコミュニケーションにより、食の大切さや楽しさを実感

家族や友人等と一緒に食卓を囲んでコミュニケーションを図る機会を大切にし、食の大切さや食べることの楽しさを実感できることをめざします。

基本目標3 自然や生産者等への感謝の念を育み、環境にやさしい食生活を実現

食が自然の恩恵の上に成り立ち、多くの人々の努力によって支えられていることに感謝し、食べ物や環境を大切に思う気持ちを育むことをめざします。

3 重点的に取り組む事項・考慮すべき事項

計画の推進にあたり、重点的に取り組む事項と考慮すべき事項を定めます。

重点的に取り組む事項 若い世代に対する食育の推進

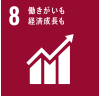
SNSを活用した啓発などの新しい手法も取り入れつつ、これまでも実施している企業・大学との連携などの取り組みをさらに推進することで、若い世代の食育への関心を高めるとともに、健全な食生活を実践しやすい環境づくりにつなげていきます。

考慮すべき事項 「新しい生活様式」への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた食育施策の推進が必要であることから、食育に関する啓発の内容・実施方法の工夫や、食事における「新しい生活様式」の実践例の普及に努めていきます。

4 施策の体系

基本目標の実現をめざし、6つの基本的施策のもとに具体的な施策を展開していきます。

基本的施策	具体的施策
1 食育の総合的推進   	(1) 食育に関する啓発の推進 (2) 食育に取り組む多様な関係者との連携の推進 (3) 「新しい生活様式」に対応した食育の推進
2 ライフステージに応じた健康寿命の延伸につながる生活習慣や食習慣の定着の推進       	(1) 妊産婦や乳幼児等に関する食育の推進 (2) 保育所等における食育の推進 (3) 学校における食育の推進 (4) 家庭等における食育の推進 (5) 若い世代を中心とした食育の推進 (6) 壮年期・高齢期における食育の推進 (7) 歯と口腔の健康と食育の推進 (8) 福祉の視点による食育の推進
3 「農」との出会い・ふれあいによる食育の推進     	(1) 「農」とのふれあいの促進 (2) 食農教育の推進 (3) 地産地消の推進
4 食文化の継承活動の推進   	(1) 食文化に関する体験活動や情報提供
5 食の安全・安心の確保の推進   	(1) リスクコミュニケーションの充実 (2) 食の安全・安心に関する情報提供・普及啓発 (3) 食品表示に関する普及啓発
6 環境に配慮した食育の推進     	(1) 環境にやさしい食生活の推進 (2) 生ごみの循環利用の推進

SDGs (Sustainable Development Goals :持続可能な開発目標)とは

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された、令和 12 年 (2030 年) に向けて世界全体で取り組むべき目標で、持続可能な世界の実現のために、17 のゴール (意欲目標) と 169 のターゲット (行動目標) が設定されています。

本計画においても、上記表のとおり「基本的施策」に関連するゴール (意欲目標) のアイコンを掲げ、各施策の実施を通じて SDGs の達成に貢献します。



5 食育推進にあたっての数値目標

施策の成果や達成度を把握するため、目安となる数値目標を設定します。

なお、目標値については、基本的に第3次計画のものを引き継ぎ、本計画において達成に向けた取り組みを進めていきます。

基本的 施策	No.	項 目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
1	1	食育に関心を持っている市民の割合	76.4%	90% 以上
2	2	小学6年生 *1	84.5%	90% 以上
		中学3年生 *1	80.0%	85% 以上
		全 体	74.1%	90% 以上
		20歳代男性	43.1%	80%以上
		20歳代女性	67.9%	90%以上
		30歳代男性	68.6%	90%以上
		30歳代女性	68.1%	90%以上
	3	朝食を毎日食べている市民の割合		
		全 体	54.8%	70% 以上
		10～30歳代	45.4%	60%以上
	4	適正体重の範囲にある市民の割合 *2	66.4%	80% 以上
	5	メタボリックシンドロームの予防や改善のために、適切な食事または定期的な運動を継続して実施している市民の割合	31.4%	50% 以上
	6	「8020 運動」の言葉も意味も知っている市民の割合	62.4%	80% 以上
	7	よく噛んで味わって食べるように気をつけている市民の割合	50.8%	60% 以上
	8	家族等の誰かと一緒に食事をする市民の割合（1週間のうち1日以上家族や友人等と一緒に食事をする市民の割合）	75.7%	90% 以上
		朝食または夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	— *3	週11回以上
3	9	地元（愛知県）で生産されたものを購入するようにしている市民の割合	42.3%	60% 以上
4	10	郷土料理や行事食などの食文化を大切にしている市民の割合	14.1%	30% 以上
5	11	表示をよく見て食品を購入する市民の割合	41.9%	60% 以上
6	12	料理を食べ切るように心がけている市民の割合	73.5%	80% 以上
	13	食材を使い切るように心がけている市民の割合	49.6%	60% 以上

※現状値は、「食育に関するアンケート調査」（令和元年9～10月実施）より

* 1：「平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査」より

* 2：日本肥満学会の指標に基づき、BMIが18.5以上25未満を標準とし、その範囲内の体重を適正体重とした
[BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)]

* 3：現状値がないため「—」